

臨床系女性教員の特別短時間勤務について

1 目的

男女共同参画社会の実現に向けた取り組みとして、育児で通常勤務が困難な臨床系女性教員の勤務条件を緩和し、キャリア形成と育児支援を両立することにより、必要な教員の確保とその充実を図ることを目的とし、学校法人愛知医科大学育児休業等に関する規程に定める育児短時間勤務を超える短時間勤務措置（以下「特別短時間勤務」という。）について定める。

2 申出対象者

本学に在籍する臨床系女性教員のうち特別短時間勤務を希望するもの（学園に引き続き雇用された期間が1年未満のものを含む。）

3 養育対象者

- ① 小学校就学の始期に達するまでの子
- ② ①以外のもので、男女共同参画プロジェクト委員会が特別な理由があると判断したもの

4 手続き

- ① 主任教授又は所属長の許可を受け、男女共同参画プロジェクト委員会の審査を経て、学長へ具申する。
- ② 学長は理事長に推薦する。
申請は、特別短時間勤務申請書（様式第1号）を使用し、人事・厚生室に提出する。

5 期間

1回の申請で1年までの取扱いを認め、更新はできることとする。

6 勤務時間

原則として、次のいずれかとし、1日4時間と6時間の組合せとする。

- ① 1週間 6日の勤務で24時間（4時間×6日）
- ② 1週間 5日の勤務で24時間（4時間×3日、6時間×2日）
- ③ 1週間 4日の勤務で24時間（6時間×4日）

7 処遇

特別短時間勤務中の本給及び手当については、勤務時間の短縮による減額を次のように行う。また、定期昇給及び退職金の算定に当たっては、特別短時間勤務の適用を受けた期間は、通常の勤務をしたものとして取り扱う。

- ① 給与 本給及び手当の7割
- ② 賞与 育児短時間勤務の取り扱いに準じる。